中東知的財産ニュースレター Vol. 115

◆ 目次

１．主要トピック

イラク
・特許および意匠の維持年金納付につき新たな要件を導入
・クルディスタン地域における商標保護期間を 15 年に延長

カタール
・意匠に関するオンラインサービスが始動

サウジアラビア
・新たな著作権規則により AI とデジタル利用に関する規定を導入

トルコ
・商標権者は刑事手続により押収された模倣品の保管料を負担しない旨を裁判所が確認

アラブ首長国連邦（UAE）
・模倣品の 24 時間以内の撤去を要求する新規則を制定
・UAE が第 33 類に属する商標出願の受付を開始

２．他のトピック

文末を参照

◆ ニュース

１．主要トピック

イラク

・特許および意匠の維持年金納付につき新たな要件を導入[1]

イラクにおける特許・意匠の維持年金納付に関して、バグダッドの特許・意匠登録官（Registrar of Patents and Industrial Designs）が新たな手続上の要件を導入した。

[1] https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=d720919c-d1e3-4936-8abf-5115b22eb0e2

新たな手続の下では、一般に、維持年金の申請書は元になる特許または意匠の出願を処理した知財代理人を通じて提出されることを要する。

権利者が維持年金の納付について別の代理人を任命する場合、完全に認証済みの委任状を提出しなければならない。この委任状には、イラク法に基づき記載を義務づけられているボイコット宣言（boycott declaration；イスラエル関係者との取引を拒否する旨の声明）が盛り込まれるものとする。新たな委任状の提出と登録に適用される追加手数料は 100,000 イラク・ディナール（米ドル換算でおよそ 66 ドル/日本円で 10,400 円）となる。

認証済み委任状の提出は、維持年金の申請日から 30 日以内に行わなければならない。

新たな要件は代理関係の継続性を生み出す。このような継続性は、特にイラクにおいて特許と意匠のポートフォリオを管理する場合に重要になる。それゆえ、維持年金の納付に関わる責任を新たな代理人に委ねようとする権利者は、必要な書類を作成し、それらの認証手続を済ませ、その他の登録要件に対処するために十分な時間を見込んでおくべきである。

・クルディスタン地域における商標保護期間を 15 年に延長[2]

イラクのクルディスタン地域商標局（Trademark Office in the Kurdistan Region）が商標の保護期間を 10 年から 15 年に変更した。

新たな 15 年の保護期間が適用されるのは、今後新規に登録される商標、現在係属中の商標出願（出願された商標の登録後に適用）および既存の商標登録の更新である。

保護期間を 10 年とする以前のプラクティスの下で設定された既存の登録は、本来の登録満了日まで有効に存続する。ただし、既存の登録の更新時には、それらの登録も 15 年という新たな保護期間の恩恵を享受することになる。

今回の保護期間の改正は、クルディスタン地域（クルド人自治区）における商標ポートフォリオの管理に実務上の影響を及ぼす。特に、更新日を計算する際や、イラク国内の他の地域およびイラク国外における登録に合わせて保護期間を調整する際には、適用される保護期間が重要となる。

それゆえ商標権者は自らの登録や更新スケジュールを見直し、保護期間の延長が自社のポートフォリオ管理システムに反映されていることを確認すべきである。

カタール

・意匠に関するオンラインサービスが始動[3]

[2] https://cwbip.com/insights/news/2026/kurdistan-region-iraq-trade-mark-protection-period-extended-15-years
[3] https://www.agip.com/News/en/news/23597

カタール商工省（Ministry of Commerce and Industry）が意匠に関して新しい電子サービスを開始し、同省のデジタル・プラットフォーム[4]を通じて利用可能な知財関連手続の範囲がさらに広がった。このプラットフォームにアクセスできるのはカタール国内のみである。

新たに開始されたサービスにより、しかるべき資格を備えた国内出願人および知的財産代理人が、電子媒体を通じて意匠の登録出願を行うことが可能になる。さらに、同サービスの利用者は、予備審査請求、登録に関する当局の査定に対する不服申立、商標出願の登録に対する異議申立といった手続をオンラインで行うこともできる。

商工省のデジタルシステムは、利用者が各種申請書の提出や管理、手続の進捗状況のモニタリング、最新情報の入手といった作業をオンラインで行うことを可能にする。このシステムにアクセスするには、カタール政府が提供する電子認証用アカウントが必要になる。

紙媒体を用いた従来のシステムを通じて提出された出願は、今後も出願手続が終了するまで従来の手順に従って処理される。

今回の新サービス導入は、カタールの知的財産行政のデジタル化に向けた新たな一歩を意味している。また、意匠ポートフォリオを扱う出願人や現地代理人にとっては、新サービスは商工省とのやりとりを簡略化する手段となるはずだ。

サウジアラビア

・新たな著作権規則により AI とデジタル利用に関する規定を導入[5]

サウジアラビアは自国の著作権法に関して新たな施行規則を導入した。新規則には、著作権保護、許容される使用、使用許諾、新興技術への対処といった事項に関する詳細な規定が盛り込まれている。

新たな施行規則は 2026 年 7 月 31 日付の官報上で公開され、改正された著作権法（2026 年 8 月 12 日付で発効）を補足するものとなる。

新施行規則は技術系の企業にとって特に重要である。これらの規則は、人工知能の教育を目的とした著作物の使用について規定しているからだ。さらに、データへのアクセス、記録保管、二次的な商業利用に関する条件も新規則に示されている。それゆえ、サウジアラビアにおいて AI システムの開発や配置に携わっている企業は、著作権保護された教材の調達や使用を行うに当たって、著作権コンプライアンスを確保しなければならない。

[4] https://ucs.moci.gov.qa/login
[5] https://www.lw.com/en/insights/saudi-arabia-new-copyright-regulations-what-ai-companies-should-know

また、新たな施行規則は、一定の著作物をアラビア語に翻訳する場合に適用される強制実施許諾の仕組みを定めている。これを受けてサウジアラビア知的財産総局（Saudi Authority for Intellectual Property）は、著作権の強制実施許諾を申請する利用者のためにオンラインサービスを提供することとなった。

今回の規則改正は、サウジアラビアが持続的に取り組んでいる知的財産枠組みの発展の一環であり、技術系企業、出版社、コンテンツ提供者および AI 関連事業に著作物を利用している企業にとって特に重要である。

トルコ

・商標権者は刑事手続により押収された模倣品の保管料を負担しない旨を裁判所が確認[6]

トルコの裁判所が示した終局的判決により、刑事手続による押収の後で当局により保管されていた模倣品の保管料を商標権者に要求することはできないという法理が明確に示された。

この訴訟の原因となった紛争は、税関当局が模倣品の練り歯磨き 264,740 個を発見したことから発生した。刑事告発が行われ、裁判所命令によって模倣品が没収され、訴訟と廃棄手続の進行中は税関の没収品保管施設で保管されていた。

その後、税関当局は商標権者に対して保管料の支払を求めた。2025 年 6 月、ガジアンテプ第 3 行政裁判所（Gaziantep 3rd Administrative Court）は税関の決定を無効とし、商標権者は模倣品の所有者ではなく侵害の被害者であると認定した。

貿易省（Ministry of Trade）は同裁判所の判決を不服として上訴を提起した。2026 年 3 月 5 日付でガジアンテプ地区行政裁判所（Gaziantep Regional Administrative Court）が貿易省の上訴を却下したため、下級審の判決が終局的な判決となった。

この判決は、通常の通関手続に基づいて留置される物品と刑事上の没収保全命令に従って保管される物品との間に重要な区別を設けている。刑事手続に関連して模倣品が保管された場合、その保管に伴う金銭的な負担は、権利を侵害された商標権者に転嫁されるべきではない。

今回の判決は、トルコにおいて税関が絡んだ刑事執行措置に巻き込まれた権利者に対し、有益な指針を提供するものである。

アラブ首長国連邦（UAE）

・模倣品の 24 時間以内の撤去を要求する新規則を制定[7]

[6] https://www.managingip.com/article/2gvaxywqvm5rybw0xiygw/sponsored-content/turkiye-rights-holders-not-liable-for-customs-storage-of-criminally-seized-counterfeits
[7] https://www.emirates247.com/business/ministry-of-economy-and-tourism-requires-withdrawal-of-counterfeit-goods-within-24-hours-under-new-regulations/5217

UAE が商業詐欺取締法（Anti-Commercial Fraud Law）に基づく新たな施行規則を導入した。この新規則により、模倣品その他の不適合品の市場からの撤去に関わる手続が強化される。

「商業詐欺取締りに関する 2023 年連邦法第 42 号」（Federal Decree-Law No. 42 of 2023[8] concerning Anti-Commercial Fraud）の施行規則は、2026 年閣議決定第 107 号（Cabinet Decision No. 107 of 2026）に従って公布されたものである。

施行規則に定められた新たな枠組みの下では、粗悪品・不良品・模倣品に関する通知を経済・観光省（Ministry of Economy and Tourism）その他の所管機関から受け取った場合、サプライヤーはそれら商品の販売または陳列をただちに停止しなければならない。販売・陳列停止の対象となった製品は、その後 24 時間以内に市場および倉庫から撤去されることを要する。

上記の措置は、模倣品を商業的な流通経路から迅速に排除する手順を関係機関に提供するとともに、消費者保護と市場監視を強化することを目的として導入されたものである。

商標権者にとって新規則は、模倣品の発見に関する公式な通知が交付されてから当該商品が撤去されるまでの期間に明確な上限を課すことにより、UAE における模倣品取締りの枠組みに潜在的に重要な要素を付け加えるものとなる。

・UAE が第 33 類に属する商標出願の受付を開始[9]

UAE 経済・観光省が、ニース分類第 33 類に該当するアルコール飲料を対象とした商標出願の受付を開始した。

この事実は、商標出願に関する UAE のプラクティスに変化が起こったことを示している。UAE では、アルコール飲料に関する商標は歴史的に制限されてきたからである。

第 33 類の商標出願が可能になったことで、この区分に該当する製品について UAE で商標保護を得ようとする国際的なブランド権利者には新たな機会が開かれることとなった。これまで商標登録という直接的な手段が利用できなかったせいで商標以外のブランド保護戦略に頼るしかなかった企業にとって、第 33 類の解禁は特に重要な出来事と言えるだろう。

UAE において既存の権益または将来的な権益を有する商標権者は、第 33 類の出願を新規に行うのが妥当か否かを判断するため、自社の商標ポートフォリオの見直しを検討すべきである。また、

[8] https://www.moet.gov.ae/documents/20121/0/%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1+%D9%85%D8%AC%D9%84%D8%B3+%D8%A7%D9%84%D9%88%D8%B2%D8%B1%D8%A7%D8%A1+%D8%B1%D9%82%D9%85+107+%D9%84%D8%B3%D9%86%D8%A9+2026+%D8%A8%D8%B4%D8%A3%D9%86+%D8%A7%D9%84%D9%84%D8%A7%D8%A6%D8%AD%D8%A9+%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%86%D9%81%D9%8A%D8%B0%D9%8A%D8%A9+%D9%84%D9%84%D9%85%D8%B1%D8%B3%D9%88%D9%86+%D8%A8%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86+%D8%A7%D8%AA%D8%AD%D8%A7%D8%AF%D9%8A+%D8%B1%D9%82%D9%85+42+%D9%84%D8%B3%D9%86%D8%A9+2023+%D9%81%D9%8A+%D8%B4%D8%A3%D9%86+%D9%85%D9%83%D8%A7%D9%81%D8%AD%D8%A9+%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B4+%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%AC%D8%A7%D8%B1%D9%8A.pdf/7183f578-1ded-1110-71bb-c275934bf75c?t=1789016083207

[9] https://rouse.com/insights/news/2026/uae-opens-class-33-for-alcoholic-beverage-trade-marks

UAE には商標以外にもアルコール飲料の輸入・頒布・宣伝・販売に適用される規制要件が存在しており、企業はそれらの規制要件を引き続き考慮しなければならない。

なお、上述したような UAE の態度の変化は専ら商標登録に関係するものであり、これをアルコール飲料に適用される広範な規制枠組みの変化と解釈すべきではない。

２．他のトピック

湾岸協力会議（GCC）

・アラブの知的財産に関する事業計画

https://www.arabianbusiness.com/business/the-business-case-for-arabic-ip (2026 年 8 月 31 日)

ヨルダン

・ヨルダン産業財産局（Industrial Property Directorate）が 8 月に発行した特許は 83 件――商標登録件数は 4,900 件近くに到達

https://petra.gov.jo/index.php/en/news/industrial-property-directorate-issues-83-patents-and-nearly-4900-trademarks-through-august (2026 年 9 月 12 日)

クウェート

・クウェート税関が中国からの貨物を調査し模倣品の靴およびジャケット 568 点を押収

https://www.arabtimesonline.com/news/kuwait-customs-seize-568-fake-shoes-and-jackets-in-shipment-from-china/ (2026 年 9 月 23 日)

オマーン

・知的財産権を侵害する物品に対するオマーンの水際対策と税関登録制度

https://asiaiplaw.com/article/intellectual-property-border-enforcement-and-custom-recordal-mechanisms-in-oman (2026 年 9 月 28 日)

・特許出願前に新規性を確認するよう商工投資促進省（Ministry of Commerce, Industry and Investment Promotion；MoCIIP）が勧告

https://www.muscatdaily.com/2026/08/31/mociip-advises-verifying-novelty-before-patent-applications/ (2026 年 8 月 31 日)

パキスタン

・ざっくり解説：パキスタンにおける商標登録と商標の使用

https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=632d718f-a143-472c-8e99-438ada59bcaa (2026 年 9 月 14 日)

・専門家らが知的財産の保護と産学連携の強化を提唱

https://www.thenews.pk/print/1439059-experts-stress-ip-protection-stronger-academia-industry-links (2026 年 9 月 24 日)

・パキスタン知的財産機構（IPO-パキスタン）と同国デジタル庁（Pakistan Digital Authority）がデジタル・トランスフォーメーションについて協議
https://x.com/pakistan_ipo/status/2093353896169410700 (2026 年 8 月 28 日)

・パキスタン知的財産機構会長がカラチの特許局を訪問――組織の現代化とサービスの提供について協議
https://www.facebook.com/IPOIslamabad/posts/chairman-and-director-general-ipo-pakistan-visited-the-patent-office-karachi-dur/1516725643821282/ (2026 年 9 月 5 日)

・パキスタン税関が同国北部のギルギット・バルティスタン（Gilgit-Baltistan）において知的財産権エンフォースメントに関する初の訓練を実施
https://www.bolnews.com/business/pakistan-customs-holds-first-ipr-enforcement-training-in-gilgit-baltistan (2026 年 9 月 15 日)

・パキスタン北東部の都市シアルコットの商工会議所（Sialkot Chamber of Commerce & Industry；SCCI）が「通商発展のための知的財産権」をテーマとするセミナーを開催
https://www.urdupoint.com/en/business/scci-organizes-seminar-on-intellectual-proper-2243830.html (2026 年 8 月 31 日)

・SCCI が知的財産権に関するセミナー開催へ
https://www.urdupoint.com/en/business/scci-to-hold-seminar-on-intellectual-property-2242837.html (2026 年 8 月 28 日)

・スナップショット：パキスタンにおける商標権エンフォースメント
https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=a3afa2db-14d7-40de-9d34-7f5e2138a9c7 (2026 年 9 月 14 日)

カタール

・カタール商工省（MoCI）が商標侵害対策への取組を強化
https://www.qatar-tribune.com/article/256206/latest-news/moci-ramps-up-efforts-to-combat-trademark-infringement (2026 年 9 月 27 日)

・MoCI による第 2 四半期の好調な実績報告とデジタル・トランスフォーメーションの進展
https://www.qatar-tribune.com/article/251440/business/moci-reports-strong-q2-performance-advances-digital-transformation (2026 年 9 月 1 日)

・貿易・産業・投資に関する湾岸協力会議の協議にカタールが参加
https://www.qatar-tribune.com/article/255368/business/qatar-joins-gcc-meetings-on-trade-industry-and-investment (2026 年 9 月 23 日)

・政府職員の研修を通じて商標保護の強化を図るカタール
https://www.qatar-tribune.com/article/255169/business/qatar-strengthens-trademark-protection-through-staff-training (2026 年 9 月 22 日)

サウジアラビア

・商標なきフランチャイズ：商標権の要件に関するサウジ商事裁判所（Saudi Commercial Court）の判決に示された教訓
https://www.twobirds.com/en/insights/2026/saudi-arabia/franchise-without-a-trade-mark-lessons-from-a-saudi-commercial-court-decision-on-trade-mark-ownershi (2026 年 9 月 21 日)

・キング・ハーリド大学（King Khalid University）の研究者が AI を利用した医療用画像システムについて特許を取得
https://www.spa.gov.sa/en/N2676684 (2026 年 9 月 15 日)

・サウジアラビアの著作権法施行規則：重要事項の明確化と残された疑問
https://gowlingwlg.com/en-gb/insights-resources/articles/2026/saudi-arabia-copyright-law-implementing-regulations (2026 年 8 月 27 日)

トルコ

・トルコで問題となった香水の模倣包装材および包装容器の部品：刑事手続による商標権エンフォースメントをめぐる最新事情
https://www.mondaq.com/turkey/trademark/1839490/counterfeit-perfume-packaging-and-components-in-t%C3%BCrkiye-recent-developments-in-criminal-trademark-enforcement (2026 年 9 月 7 日)

アラブ首長国連邦（UAE）

・AI・ゲーム・クリエイティブ経済の未来を模索するアブダビの「アラビア語とクリエイティブ産業に関する国際会議」（Congress of Arabic and Creative Industries）
https://www.thenationalnews.com/arts-culture/books/2026/08/28/abu-dhabis-congress-of-arabic-and-creative-industries-to-explore-ai-gaming-and-the-creative-economy/ (2026 年 8 月 28 日)

・UAE における音楽著作権：新たな許諾枠組みの下で紛争リスクを管理するには
https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=734d847c-dafc-44f7-95fa-15a1f1befc1e (2026 年 9 月 3 日)

・ラアス＝アル・ハイマ経済開発局（RAK DED）が模倣品取締構想を通じて商標保護を強化
https://www.wam.ae/en/article/c227bnu-rak-ded-strengthens-trademark-protection-through (2026 年 9 月 3 日)

・発明者が学生や People of Determination（障害者）である場合に適用される新たな手数料免除を UAE が承認
https://gulfnews.com/business/uae-approves-new-fee-exemptions-for-student-inventors-people-of-determination-what-changes-from-september-14-1.500670682 (2026 年 9 月 11 日)

・模倣品の取り締まり強化を図る UAE が新たな規則を制定
https://www.khaleejtimes.com/uae/uae-warning-shoppers-knowingly-buying-fake-goods (2026 年 9 月 3 日)

・UAE の商標登録が 64％の増加を記録――知的財産の力強い成長を反映

https://ajaleen.com/uae-records-64-surge-in-trademark-registrations-reflecting-robust-ip-growth/ (2026 年 9 月 10 日)

イエメン

・内戦が生んだ 2 つの商標局：商標権者にとって何を意味するか？

https://rouse.com/insights/news/2026/yemen-s-dual-trade-mark-offices-what-does-this-mean-for-brand-owners (2026 年 9 月 1 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター　Vol. 115

[著者]
Saba Intellectual Property

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所

2026 年 10 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。